本則の表利率欄中「〇・一九パーセント」を「〇・三パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項、同表二の項、同表三のイの項及び同表三のロの項並びに同表四の項利率欄中「〇・三パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十九年二月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

〇国土交通省告示第百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1390	時刻歴応答解析方法を用いて検証する『（仮称）北4東1計画』の構造方法に応じて評価する方法	1－5　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	住友不動産株式会社 代表取締役社長 仁島　浩順	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	平成29年2月13日

〇国土交通省告示第百十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年二月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5472号	船外機（小型船舶用）	６ＦＰ	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地

〇海上保安庁告示第八号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月二十二日

海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PLH 32　あきつしま」を「PLH 32　あきつしま　PLPL 02 01　おき　えりも」に、「PM 51　かとり」を「PM 51　PM 52　かとり　いしかり」に、「PS 31　しもじ」を「PS 31　しもじ　PS 33　おおがみ」に改める。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PS 31　しもじ」を「PS 31　しもじ　PS 32　くりま」に改める。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「CL 03　なだかぜ　CL 04　ことかぜ」を削る。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 81　たまなみ　PC 82　あわぎり」を削る。

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「CL 02　りんどう」を「CL 02　りんどう　CL 03　なだかぜ　CL 04　ことかぜ」に改める。

附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十九年二月二十七日

二　第二条の規定　平成二十九年二月二十八日

三　第三条の規定　平成二十九年三月一日

四　第四条の規定　平成二十九年三月六日

五　第五条の規定　平成二十九年三月十五日

〇海上保安庁告示第九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十二日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	位置	廃止年月日
衣浦港ポートアイランドＡ仮設灯浮標	所在地　愛知県衣浦港（衣浦港東防波堤西灯台の北方約七六〇メートル） 北緯　三四－四九－三三 東経　一三六－五六－三七	平成二十九年一月十三日
衣浦港ポートアイランドＢ仮設灯浮標	所在地　愛知県衣浦港（衣浦港東防波堤西灯台の北北東方約一・七キロメートル） 北緯　三四－四九－五五 東経　一三六－五七－一二	平成二十九年一月十三日
水島港東第三号灯浮標	所在地　岡山県水島港（太濃地島三角点の東方約一・四キロメートル） 北緯　三四－二六－五〇 東経　一三三－四六－〇五	平成二十九年一月十六日